

2025 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

(訂正)「(経過開示) データセンター補助事業の借入金担保設定承認に関するお知らせ」 の一部訂正に関するお知らせ

当社は 2025 年 6 月 16 日付で開示いたしました「(経過開示) データセンター補助事業の借入金担保設定承認に関するお知らせ」において、一部記載内容に補助金交付規程の最新情報の反映漏れによる訂正すべき事項がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

当社は、当該開示文書作成時点において、2025 年 4 月 11 日付で改正された「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程」の内容を十分に把握しておらず、旧規定に基づく表現が含まれていたことから、正確性を期すため訂正を行うものです。

2. 訂正箇所（訂正箇所は下線で表示しております。）

(1) 前文

【訂正前】経済産業省より「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業立地支援事業）」（以下、「本補助金」）として、

【訂正後】自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局より「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業立地支援事業）」（以下、「本補助金」）として、

【訂正前】本補助金交付規程第 25 条に基づき申請を行い、経済産業省より承認を受けましたので、

【訂正後】本補助金交付規程第 9 条に基づき申請を行い、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金設置法人（以下、「基金設置法人」）より承認を受けましたので、

(2) 「1. 経緯」

【訂正前】本補助金交付規程第 25 条に基づき経済産業省へ申請を行い、

【訂正後】本補助金交付規程第 9 条に基づき基金設置法人へ申請を行い、

(3) 「2. 申請の背景」

【訂正前】本補助金交付規程第 25 条に基づき、経済産業省に対し所定の手続に則って担保設定承認の申請を行い、

【訂正後】本補助金交付規程第 9 条に基づき、基金設置法人に対し所定の手続に則って担保設定承認の申請を行い、

(4)「3. 担保対象の概要（予定）」

【訂正前】※以下は経済産業省に申請・承認された内容であり、

【訂正後】※以下は基金設置法人に申請・承認された内容であり、

以上